

【おもて】

【うら】

快適・安心に暮らす
省エネ住宅のススメ

省エネ住宅とは

省エネ性能に関する2つの基準

1 住まいの熱を快適にコントロールできること!

断熱・気密・窓などの断熱の性能に関する基準があります。
(外皮基準)

断熱や気密を断熱材や気密材で高断熱化していることで、魔法瓶のように暖かくなります。

2 住まいのエネルギーを賢く使えること!

暖房機・換気・給湯・照明など住宅で使うエネルギー消費量に関する基準があります。
(一次エネルギー消費量基準)

高効率のエアコンや給湯機、LED照明などによって、エネルギーを上手に使えます。

省エネ住宅のメリット

メリット① 環境&家計に優しい

省エネ性能の高い断熱や断熱、効率の良い給湯器など最新の機器・設備を導入することでエネルギーの使用を削減でき、環境も家計もプラスに。また、太陽光発電などでエネルギーを作り出せば、さらに省エネです。

メリット② 毎日の健康な暮らしを

断熱性能が高く暖かい住宅は、アトピーの防止、高血圧症の防止など、住まいの健康作りにつながります。

メリット③ 一年中快適な空間に

断熱性能が高いと部屋の中心が均一に同じ温度に保たれ、一年中、24時間快適に過ごせます。

メリット④ 災害時も頼りに

太陽光発電システムや家庭用蓄電池などを備えておけば、停電時や災害時など、もしもの時に頼りになります。

説明義務制度とは

建築士は、300㎡未満の住宅を設計する際に、建築主に対して省エネ基準への適合性等について書面を交付して説明することが建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律で義務付けられています。

建築主は、建てようとする住宅について、省エネ基準に適合するよう努力義務が課せられています。建築士からの説明を聞いて、省エネ基準に適合する住宅を目指しましょう。

※建築主が説明を希望しない等の意思表明をした場合、建築士から説明は行われません。

ご建築中の住宅は省エネ基準に適合しております！

建築士から → 建築主へ

説明内容

- ① 省エネ基準への適合
- ② (省エネ基準に適合していない場合)省エネ性能確保のための措置の内容

省エネ基準への適合を希望します 氏名 _____

建築士からの評価及び説明を希望しない場合には、以下についてご記入下さい。

年 月 日

建築士の氏名 _____ 宛

_____ 建築士 _____ 登録 第 _____ 号

建築主の氏名 _____

建築物の名称及び住所 _____

評価及び説明を要しません。

(注意) 上の説明書は参考様式であるため、今後、多少変更が伴う場合があります。

建築士から建築主への説明書のイメージ

<省エネ基準に適合している場合>

省エネ基準への適合性に関する説明書

年 月 日

____ 様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]

所在地： ●●県●●市●●1丁目3番34

建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

適合

不適合
建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：

[建築士に関する事項]

氏名： _____

資格： _____ 建築士 _____ 登録第 _____ 号

[建築士事務所に関する事項]

名称： _____

所在地： _____

区分(一級、二級、木造)： _____ 建築士事務所

(備考)

<省エネ基準に不適合の場合>

省エネ基準への適合性に関する説明書

年 月 日

____ 様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項の規定による説明をします。この説明書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[建築物に関する事項]

所在地： ●●県●●市●●1丁目3番34

建築物エネルギー消費性能基準への適合性：

適合

不適合
建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置：
1 断熱性能の窓ガラスを○○に変えることが考えられます。

[建築士に関する事項]

氏名： _____

資格： _____ 建築士 _____ 登録第 _____ 号

[建築士事務所に関する事項]

名称： _____

所在地： _____

区分(一級、二級、木造)： _____ 建築士事務所

(備考)

(注意) 上の説明書は参考様式であるため、今後、多少変更が伴う場合があります。